

令和7年産国内産農産物の銘柄設定等の意見聴取会(石川県) 議事概要

1 開催日時

令和6年12月13日(金) 13:30~14:10

2 開催場所

北陸農政局金沢広坂庁舎第2会議室

3 出席者

(行政機関)

石川県農林水産部生産振興課水田活用グループ 課参事 松崎 兼秀

石川県農林総合研究センター

農業試験場育種栽培研究部作物栽培グループ 主任研究員 田中 澄恵

(生産者団体)

全国農業協同組合連合会石川県本部

米穀園芸部米穀課 課長 中瀬 雅人

(関係団体)

石川県米麦改良協会 事務局長 岡野 広明

石川県産米等検査協議会 浜田 祐輔

石川県農産物民営検査協議会 会長 杭田 節夫

一般財団法人日本穀物検定協会

中部支部石川出張所 出張所長 渡邊 伸人

(登録検査機関)

松任市農業協同組合営農部販売施設課 係長 村中 賢志

(申請者)

金沢製粉株式会社 専務取締役 寺田 将紘

(北陸農政局)

生産部生産振興課 上席農政業務管理官 牧野 亮一

生産部生産振興課 課長補佐(流通) 柳田 一成

生産部生産振興課 検査技術指導官 松山 弘

生産部生産振興課 農産物検査係長 稲垣 駿太郎

4 議題

石川県における、普通小麦「夏黄金」の産地品種銘柄の設定について

5 議事内容等

(1) 開会

〔生産部生産振興課 柳田課長補佐〕（以下、「事務局」という。）

定刻となりましたので、「国内産農産物銘柄設定等に関する意見聴取会」を開会します。

本日は皆様お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、北陸農政局生産部生産振興課の柳田と申します。

本日の出席者の紹介ですが、別紙、出席者名簿に代えさせていただきますので、よろしく願います。

では、本日の資料について確認させていただきます。

会議次第、出席者名簿、座席表

資料 1 国内産農産物の銘柄設定等に係る申請（石川県）

資料 2 令和 6 年産 北陸農政局管内産地品種銘柄一覧表

資料 3 農産物検査に関する基本要領（抜粋）

資料 4 国内産農産物銘柄設定等申請手続きマニュアル

資料 5 申請書の写し（1 件分）

お手元に届いていない資料がありましたら、お知らせください。

本日の意見聴取会を行うにあたって、資料 4 の国内産農産物銘柄設定等申請手続きマニュアルの 2-6 ページの第 3 の 1 の（1）のなお書きで、「地方農政局長は、有識者等の同意により、申請者を意見聴取の場に同席させることができる。」となっておりますので、このまま申請者の方々に同席いただき、意見聴取を進めさせていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

〔出席者〕

異議なし

〔事務局〕

ありがとうございます。それでは、このまま同席いただき、後ほど申請者様から申請理由等の説明をしていただきたいと思います。

次に、ここで本日の意見聴取会の座長として、北陸農政局生産部生産振興課の牧野上席農政業務管理官を選出させていただきますので、御了解をお願いします。

なお、本意見聴取は、公開で行うこととなっていることから、傍聴を認めておりま

す。また、本意見聴取会における皆様の発言要旨については、議事録として北陸農政局生産振興課において閲覧に供するとともに、北陸農政局のホームページで公表することから、書記として北陸農政局生産部生産振興課稲垣農産物検査係長を任命しますので、御了解願います。

以上で、進行を座長に交代します。

（２）銘柄設定等申請手続き及び申請状況

〔生産部生産振興課 牧野上席農政業務管理官〕（以下、「座長」という。）

北陸農政局生産部生産振興課の牧野でございます。どうぞよろしくお願い致します。本日は、年末を控えたお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

皆様方には、日頃より農林水産行政の推進に御理解と御支援を賜りありがとうございます。

本日の意見聴取会につきましては、銘柄設定について様々な立場の方に御意見を伺い、その御意見を農林水産省農産局長に報告した後、銘柄設定の必要があると認める場合に銘柄設定の手続きを行うという運びとなりますので、忌憚のない御意見を願います。

それでは、議事次第に基づき、２の「国内産農産物銘柄設定等申請手続の概要説明」について、事務局は資料１から資料４の説明をお願いします。

〔事務局〕

この意見聴取会は、資料３の「農産物検査に関する基本要領の抜粋」の２ページ、４（銘柄の設定等の手続）の（３）、「地方農政局長は、銘柄の設定等を行う必要があると認める場合は、農産物検査法第１１条第３項に基づき、農産物検査に関し学識経験を有する者、都道府県、生産者団体及び実需者団体並びに地方農政局長が必要と認める関係機関を参集させ、当該申請に係る意見の聴取を行うものとする。」という規定に基づいて開催するものです。

北陸農政局では、銘柄設定の手続きとして、８月３０日に北陸農政局のホームページに「国内産農産物の銘柄の設定等に係る申請について」を掲載し、１０月１日から１０月３１日まで申請の受付を行いました。

その結果、資料１のとおり、金沢製粉株式会社様から、普通小麦の「夏黄金」の１件について、産地品種銘柄の設定の申請がありました。

銘柄の設定の要件は、資料３「農産物検査に関する基本要領の抜粋」の２（銘柄設定の要件）に、「７項目」が示されています。

- ① 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること。
- ② 品種銘柄及び産地品種銘柄は、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能

であること。

- ③ 品種銘柄及び産地品種銘柄は、当該品種が、種苗法の第 19 条に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと。
- ④ 複数の品種を一つの品種群として品種銘柄又は産地品種銘柄として設定する場合は、品種特性、品質の観点から、品種群として同一の銘柄とすることが適当であること。これは、品種群の設定です。資料 3 の「別表」に載せておりますが、今回の申請においては該当していません。
- ⑤ 産地品種銘柄については、当該品種に係る銘柄検査を行う 1 以上の登録検査機関の見込みがあること。
- ⑥ 水稻うるち玄米における品種銘柄については、農林水産本省の対応になりますので今回は該当しません。
- ⑦ 大豆の産地品種銘柄については、今回は、大豆の申請がありませんので該当しません。

以上が、銘柄設定をする場合の要件となります。

今回、銘柄設定について申請いただいた農産物につきましては、北陸農政局として、これらの要件を満たしていることを確認したところであり、本日、意見聴取する運びとなりました。

本日の意見聴取に先立ち、11 月 21 日（木）から意見聴取会開催の 3 日前までの間、北陸農政局のホームページで、今回申請がありました銘柄設定の申請に係る意見募集したところ、意見はありませんでした。

今後の手続きについては、本日この場でいただいた御意見を農林水産省農産局長に報告し、農産局長がこの意見聴取の結果及び申請の内容を基本要領に照らして、当該申請に係る銘柄設定を行う必要があると認めた場合には、農林水産大臣が行う「農産物規格規程の一部改正のための事務手続き」を来年 3 月末までに行うという、スケジュールとなります。

農産物規格規程が改正されましたら、その内容について、皆さまにお知らせいたします。

今回、申請された銘柄は、選択銘柄ですので、農産物規格規程が改正されましたら、当該品種の銘柄検査を実施する登録検査機関にあっては、業務規程に選択銘柄を規定していただくことになります。

なお、この意見聴取会の議事録は、北陸農政局のホームページで公表することとなっていますので、併せてお知らせします。

銘柄設定等申請手続の概要は、以上です。

（３）「夏黄金」の申請理由及び品種鑑定上の特徴の説明

〔座長〕

それでは、議事次第 3 及び 4 の石川県における令和 7 年産農産物銘柄設定に係る意見聴取に移ります。

銘柄設定の申請が、金沢製粉株式会社様からあったところですが、まず、申請者及び鑑定を行われた登録検査機関から御説明していただき、出席者の皆様にサンプルを御確認後、皆様から御意見をいただきたいと思います。

それでは、資料 5 をご覧ください。これに基づき、金沢製粉株式会社様から、申請書の様式第 1－1 号における申請の理由等について、御説明をお願いします。

〔金沢製粉株式会社〕

弊社は、10 年ほど前は輸入小麦を 9 割、国内産を 1 割使用していましたが、令和 5 年度では国産小麦の使用割合が 16%まで高まってきました。主な理由としては、2022 年度より石川県内での小中学校の学校給食用のパン向けに使用される小麦粉が 100%国産となったことが大きいと考えています。そのうち 20%が石川県産を配合していて、80%は他県産のパン用品種小麦を配合しているという現状です。石川県産が 20%に留まる理由として、一番には品質的な課題があります。現状作付けされている「ゆきちから」の製パン適性が十分でなく、二次加工業者での作業性が悪化し生産性が低下してしまうことから、配合できる最大の割合として 20%に決定された経緯があります。

一方で、今回申請した「夏黄金」について、宮城県で栽培し製粉されたものを入手し、社内、二次加工業者へサンプルを渡して製品評価をしたところ、大変良い評価をしていただきました。「ゆきちから」はパン用適性が劣るということで、単独でパンを作ろうとすると難しいところがありますが、「夏黄金」は北海道の品種にも劣らないのではないかとのことでした。食べてみても大変美味しく、外国産にも劣らないという評価をいただき、「夏黄金」への期待を高めたところです。生産分野のメリットについては、農研機構様からいただいた資料によると、出穂期が 2 日早く「ゆきちから」と比較して若干早生になることから収穫が早まり、降雨のリスクを減らせることが期待されます。反収もわずかながら改善が見込めるということから、生産者にとってもメリットのある品種と考えています。また、麺やパンなど色々な加工ができますので、6 次化にも貢献できるのではないかと考えております。以上のことから、銘柄設定の申請をさせていただきました。

〔座長〕

ありがとうございました。

続きまして、銘柄申請品種の鑑定を行いました登録検査機関の松任市農業協同組合様から品種鑑定上の特徴等について、御説明をお願いします。

〔松任市農業協同組合〕

銘柄の設定等申請における銘柄鑑定に関する報告書をご覧ください。「ゆきちか

ら」と比べ、

- ① 粒形は、中型でやや丸、幅が広い特徴がある。
- ② 色は褐色で「ゆきちから」よりも光沢がある。
- ③ 粒の特量は縦溝の深さは浅く、幅及び角度は狭い、「ゆきちから」よりも浅く狭い。
- ④ 粒質は中間質から硬質で、硝子率は「ゆきちから」と同程度。
- ⑤ 容積重は 847.5/ℓ。
- ⑥ 千粒重は 35.6g。

銘柄鑑定はしやすいものと考えます。以上でございます。

〔座長〕

ありがとうございました。申請理由及び銘柄鑑定上の特徴について御説明をいただきました。

ここで、皆様にサンプルを御確認いただきます。石川県様から反時計回りでご覧いただければと思います。

〔試料サンプル確認〕

（４）「夏黄金」の銘柄設定等に対する意見聴取

〔座長〕

それでは、サンプルを御覧いただきましたので意見聴取に入りたいと思いますが、私から金沢製粉様に２点質問させていただきたいと思います。

１点目、令和７年産は約４haの作付を予定しているとのことですが、潜在的な需要はどのくらいあるとお思いでしょうか。その需要を満たすために、今後の作付計画がありましたら教えてください。また、松任市農業協同組合様管内以外で「夏黄金」を作付けする方はおられますか。

２点目、実需からの評価という点で、宮城県産の「夏黄金」は良い評価を受けているとのことでしたが、石川県で栽培した「夏黄金」はどのような評価を受けているのでしょうか。

〔金沢製粉株式会社〕

１点目の今後の見通しについてですが、令和７年産は松任市農業協同組合様とお話をさせていただき約４ha確保していただきました。松任市農業協同組合様については、令和８年産以降も多少の変動はあるものの同等の規模で確保できると聞いています。一方で、全体的な需要量は、学校給食用として年間２５０～３００トン程度の見込みがあるので、そこが最大と考えます。併せて、ロシアのウクライナ侵攻以降、国産への意識の高まりがあると感じており、石川県内からもパン用に適した小麦粉が

ないかという問い合わせがあるため、一般市場でも 100 トン程度の需要があるの見込んでいます。松任市農業協同組合様管内以外では栽培されていないと思いますが、弊社が購入させていただいている小松市の生産者の方にも試験的に作付を全農石川県本部様、関係者と相談の上で進められたらと考えています。

2 点目の石川県内で栽培された「夏黄金」の評価ですが、令和 6 年産は弊社で製粉できていないためわかりませんが、試験場で栽培されたものをテスト的に製粉し製パン試験をしたところ、施肥量が少なくタンパク含有量が物足りないところがありますが、パンを作ってみると綺麗に膨らんだものが出来上がり、品種としてのポテンシャルがあると感じています。実際に食べてみても良いパンができるので、県内産でも品質的な強みは落ちないと考えています。

〔座長〕

ありがとうございました。

続きまして、鑑定を行われた登録検査機関の松任市農業協同組合様にお聞きします。令和 6 年産の品位等検査の結果と、検査において穂発芽や赤かび病が見受けられたかお聞かせください。

〔松任市農業協同組合〕

令和 6 年産については 2 等に格付しました。穂発芽や赤かび病については見られませんでした。

〔座長〕

ありがとうございました。もう 1 点、「夏黄金」を栽培した生産者は何名いらっしゃいますか。

〔松任市農業協同組合〕

生産者は 1 名だけです。

〔座長〕

ありがとうございました。

それでは、御出席の皆様から御意見をお聞きしたいと思います。御意見はございませんか。

〔石川県農林水産部生産振興課〕

今ほどご説明いただいたことの確認になりますが、最大の需要量の見込みは学校給食で 300 トン、一般市場で 100 トン、合わせて 400 トンとのことですが、令和 6 年産は 1 ha の作付面積で 4 トンの収穫量ということであれば、面積換算すると 100ha の作付が必要になると考えてよろしいでしょうか。

〔金沢製粉株式会社〕

単純計算ではそのようになります。

〔座長〕

いずれは 100ha まで拡大してほしいということでしょうか。

〔金沢製粉株式会社〕

技術的な課題等もあると伺ってますが、将来的には面積を拡大していただきたいです。

〔座長〕

ありがとうございました。他に御意見はございませんでしょうか。

〔日本穀物検定協会中部支部石川出張所〕

種子はどこから購入されるのでしょうか。

〔金沢製粉株式会社〕

これまでは宮城県のみやぎ農業振興公社様から供給を受けておりましたが、それでは間に合わないため、東北の生産者の方から供給を受けるという話をしています。全農石川県本部様を通じてということになると思いますので、未定の部分もあります。

〔座長〕

ありがとうございました。他に御意見はございませんでしょうか。石川県農産物民営検査協議会にお伺いいたします。先ほどサンプルを御覧いただきましたが、銘柄鑑定は可能でしょうか。

〔石川県農産物民営検査協議会〕

銘柄鑑定は可能だと思います。

〔座長〕

ありがとうございました。全国農業協同組合連合会石川県本部様、御意見ございませんでしょうか。

〔全国農業協同組合連合会石川県本部〕

需要に応じた生産ということで、松任市農業協同組合様管内で需要があったため生産をスタートさせたというところです。小松市においては現地試験がこれからに

なります。栽培適性等を確認しながら生産ということになりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

〔座長〕

ありがとうございました。栽培の関係で、石川県農業総合研究センター様、御意見ございますでしょうか。

〔石川県農業総合研究センター〕

栽培につきましては、県内で最も栽培されている「ゆきちから」と比べ、難しいということはありません。施肥、生育ステージもあまり変わりません。先ほど出穂期、収穫時期が早まるというお話がありましたが、試験場で数年栽培した限りでは「ゆきちから」と同じ時期に刈り取れることを確認しています。また、収量も同等から若干多いことを確認しています。

〔座長〕

ありがとうございました。他に御意見はございませんでしょうか。御意見がないようですので、この品種につきまして、銘柄設定の要件であります、

- ① 農産物検査において銘柄の鑑定が可能であること。
- ② 農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- ③ 種苗法における育成者権の侵害はしないこと。
- ④ 1 登録検査機関以上で農産物検査を実施する見込があること。

の要件を満たしていることが確認できたと思います。

また、本品種は北陸管内では既に新潟県で産地品種銘柄に設定されておりますが、流通などに問題があるという意見はございませんでしたので、他に意見がないようであれば、この意見聴取の結果を農産局長に提出したいと思いますが異議はございませんでしょうか。

〔出席者〕

異議なし

〔座長〕

ありがとうございました。本日のご意見につきましては、北陸農政局長から農林水産省農産局長へ報告いたします。

以上をもちまして、本日予定していました意見聴取会の議事が終わりましたので、座長及び書記の任を解かせていただきます。円滑な議事進行への御協力ありがとうございました。

〔事務局〕

大変ありがとうございました。

座長からも話がありましたように、本日、意見聴取させていただいた内容につきましては、農林水産省農産局長に報告して参ります。

また、銘柄に設定された場合には、申請者様宛に決定の通知をさせていただきます。通知を受けた申請者様には、登録検査機関配布用のサンプルとして、1 kg程度の試料を北陸農政局へ提出していただくことになりますので、試料の確保をよろしくお願いします。

これをもちまして、本日の意見聴取会を終了いたします。ありがとうございました。

〔以上〕